

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 9 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種において同一会場で 2 回目の接種を受けることが困難な者への対応について（協力依頼）（その 2）

新型コロナワクチンの職域接種において、同一会場で 2 回目の接種を受けることが困難な者への対応については、「職域接種において同一会場で 2 回目の接種を受けることが困難な者への対応について（協力依頼）（令和 3 年 8 月 12 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」及び「職域接種において 2 回目の接種を進めるに当たっての留意点について（令和 3 年 7 月 21 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」において、①職域接種の前提からすれば、まずは、企業等が、同一の会場での 2 回目の接種機会を確実に提供する必要がありますこと、②その上で、やむを得ない場合においては、各都道府県において、管内の職域接種会場の情報を、求めのあった企業等に情報提供していただきたいこと、③各都道府県内の大規模接種会場で 2 回目接種を実施することも差し支えないこと等をお示ししたところです。

今般、このような取組によっても、近隣に、2 回目接種の受け入れが可能な職域接種会場が存在しない場合等、依然として、2 回目の接種機会の提供が困難な場合については、防衛省において、自衛隊大規模接種センター（東京・大阪）での受け入れの可否について、相談を受け付けることとなりました（令和 3 年 9 月 23 日以降の接種に限る。また、本日時点で、同センターの運営期間は、令和 3 年 11 月 30 日までとなっている。）。

具体的には、1 回目の接種を実施した企業等から都道府県を介して、相談を受け付けることとなりますが、この相談をするに当たっての留意点を、別添のとおりまとめましたので、管内の市町村（特別区を含む。）及び職域接種を予定する医療機関並びに関係団体に御連絡いただくようお願いいたします。

(別添)

自衛隊大規模接種センター（東京・大阪）での受け入れの可否について、防衛省に相談するに当たっての留意点について（令和3年9月9日時点）

1. 基本的な考え方

- 職域接種は、企業や大学等（以下「企業等」という。）が接種に必要な実施体制を確保し、同一の接種会場で2回接種を完了すること等を前提に実施しているものであること。
- 職域接種においては、武田／モデルナ社のワクチンを使用することとしており、2回目の接種においても、当該ワクチンを用いる必要があること。
- 新型コロナワクチンの職域接種において、同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者（以下「2回目接種希望者」という。）には、1回目の接種を実施した企業等及び都道府県においては、まずは、関係する事務連絡（※）に記載の取組を行うこと。
- 1回目の接種を実施した企業等及び都道府県においては、それでもなお、近隣に、2回目接種の受け入れが可能な職域接種会場が存在しない場合等、依然として、2回目の接種機会の提供が困難な場合に、都道府県から防衛省に相談すること。
- なお、都道府県から防衛省への相談の受付は本日から可能となっていますが、センターにおける接種は令和3年9月23日以降の実施で予定されています。

※ 「職域接種において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者への対応について（協力依頼）（令和3年8月12日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」及び「職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について（令和3年7月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」を参照のこと。

2. 相談の受付に係る事務の流れ

- 相談の受付に係る事務の流れは、次のとおりであること。
 - ・ 2回目接種希望者は、1回目の接種を実施した企業等に相談をする。
 - ・ 1回目の接種を実施した企業等は、当該企業等が所在する都道府県に相談し、当該都道府県での2回目の接種機会の提供が困難であり、防衛

省に相談することとなった場合には、別紙様式に基づき、2回目接種希望者の接種券番号等についてリストを作成し、都道府県に提出する。

- ・ 当該企業等が所在する都道府県は、防衛省に相談し、取りまとめたリストを提出する。
 - ・ 防衛省は、自衛隊大規模接種センター（東京・大阪）での受け入れの可否について判断し、その結果を、相談を申し込んだ都道府県を介して、1回目の接種を実施した企業等に返す。
 - ・ 1回目の接種を実施した企業等は、2回目接種希望者に、受け入れの可否についての結果を返す。
 - ・ 受け入れ可とされた2回目接種希望者は、自衛隊大規模接種センターのコールセンター（東京又は大阪）に、電話で直接申し込みをする。
- 以上の流れを図示すると、別紙（「相談の受付に係る事務の流れ」）のとおりのこと。

3. 関係者の役割分担等

（1）1回目の接種を実施した企業等

ア リストの作成

- 1回目の接種を実施した企業等は、「1. 基本的な考え方」に基づき、やむを得ないとする場合は、当該企業等の所在する都道府県に相談すること。
- 1回目の接種を実施した企業等は、当該企業等の所在する都道府県が、防衛省に相談することとなった場合には、別紙様式に基づき、「申請受付番号」、「職域接種会場の名称」、「企業等の担当者に係る情報（氏名・TEL・メール）」、2回目接種希望者の「接種券番号」、1回目に接種したワクチンの「種類」、「接種年月日」、「接種を希望するセンター」等を記載したリストを作成し、当該都道府県に提出すること。
- なお、自衛隊大規模接種センターコールセンターにおいては、リストに記載のない接種券番号の接種希望者についての相談・予約は、受け付けられないので、1回目の接種を実施した企業等は、作成したリストに、2回目接種希望者の接種券番号等の情報が適切に記載されているかどうかを、自らの責任において確認すること。

イ 2回目接種希望者への連絡

- 1回目の接種を実施した企業等は、当該企業等の所在する都道府県を通じて、防衛省から、自衛隊大規模接種センター（東京又は大阪）での受

け入れの可否についての連絡があった場合には、速やかに、2回目接種希望者に結果を連絡すること。

- 1回目の接種を実施した企業等は、2回目接種希望者に、受け入れが可能である旨の連絡をする場合は、必ず、以下の留意事項についても伝えること。

(留意事項)

- ・ 自衛隊大規模接種センターコールセンター（東京：0570-056-730、大阪：0570-080-770）に、電話で直接予約を申し込むこと。その際、1回目の接種を受けた職域接種会場の名称、自らの接種券番号が必要となるので、留意すること。決して、自衛隊大規模接種センターのインターネット予約システムからは、申し込みを行わないこと。
- ・ 自衛隊大規模接種センターの予約枠の空き状況等によっては、接種日時の希望に添えない場合があり得ること。
- ・ 予約が完了した場合、接種を受けるに当たっては、1回目の接種についての確認を受ける必要があることから、接種当日には、「本人確認書類」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」及び「接種券」を持参する必要があること。これらを持参し忘れた場合には接種を受けることが困難であること。

ウ その他

- 以上のほか、自衛隊大規模接種センターでの受け入れに関して、必要な事項については、適宜、都道府県と相談すること。

(2) 都道府県

ア 確認

- 都道府県は、1回目の接種を実施した企業等及び当該都道府県において、関係する事務連絡等に記載の取組は当然のこととして、2回目の接種機会の確保について工夫の余地がないかどうか、あらためて確認すること。
- 特に、自衛隊大規模接種センターは、東京及び大阪に設置されているため、2回目接種希望者が遠隔地に居住する場合は、当該希望者の負担も考慮しつつ、管内の他の職域接種会場や大規模接種会場での受け入れが可能かどうか、あらためて確認すること。
- 都道府県は、上記によっても、やむを得ないと考える場合は、下記の防衛省の窓口（以下「防衛省窓口担当」という。）に相談すること。

(窓口連絡先)

防衛省人事教育局衛生官付職域接種 2 回目接種担当

TEL: 03-5229-2131 (課直通)

E-Mail: boueishoumadoguchi●mod.go.jp

※メールを送信する際には、「●」を「@」(半角のアットマーク)に置き換えること。

イ リストの確認・提出

- 都道府県は、1 回目の接種を実施した企業等から、別紙様式に基づく 2 回目接種希望者の接種券番号等のリストの提出があった場合には、必要事項が適切に記載されているかどうかを確認の上、リストを、防衛省窓口担当に提出すること。

ウ 1 回目の接種を実施した企業等への連絡

- 都道府県は、防衛省窓口担当から、自衛隊大規模接種センター(東京又は大阪)での受け入れの可否についての連絡があった場合には、速やかに、企業等に結果を連絡すること。

エ その他

- 以上のほか、自衛隊大規模接種センターでの受け入れに関して、必要な事項について、都道府県は、適宜、防衛省・1 回目の接種を実施した企業等と相談すること。

(3) 防衛省

ア 相談の受付・判断

- 防衛省は、都道府県から相談があった場合には、自衛隊大規模接種センター(東京又は大阪)での受け入れの可否について、予約枠の空き状況等を踏まえ判断し、結果を当該都道府県に返すこと。

イ 2 回目接種希望者からの予約の受付

- 防衛省は、接種受け入れ可の連絡を受けた 2 回目接種希望者から自衛隊大規模接種センターコールセンターに予約の申し込みがあった場合には、自衛隊大規模接種センターの予約枠の空き状況等を踏まえて予約を確保すること。

ウ その他

- 以上のほか、自衛隊大規模接種センターでの受け入れに関して、必要な

事項については、適宜、都道府県と相談すること。

(別紙様式)

2回目接種希望者に係るリスト

1. 1回目の接種を実施した企業・接種会場等に関する情報

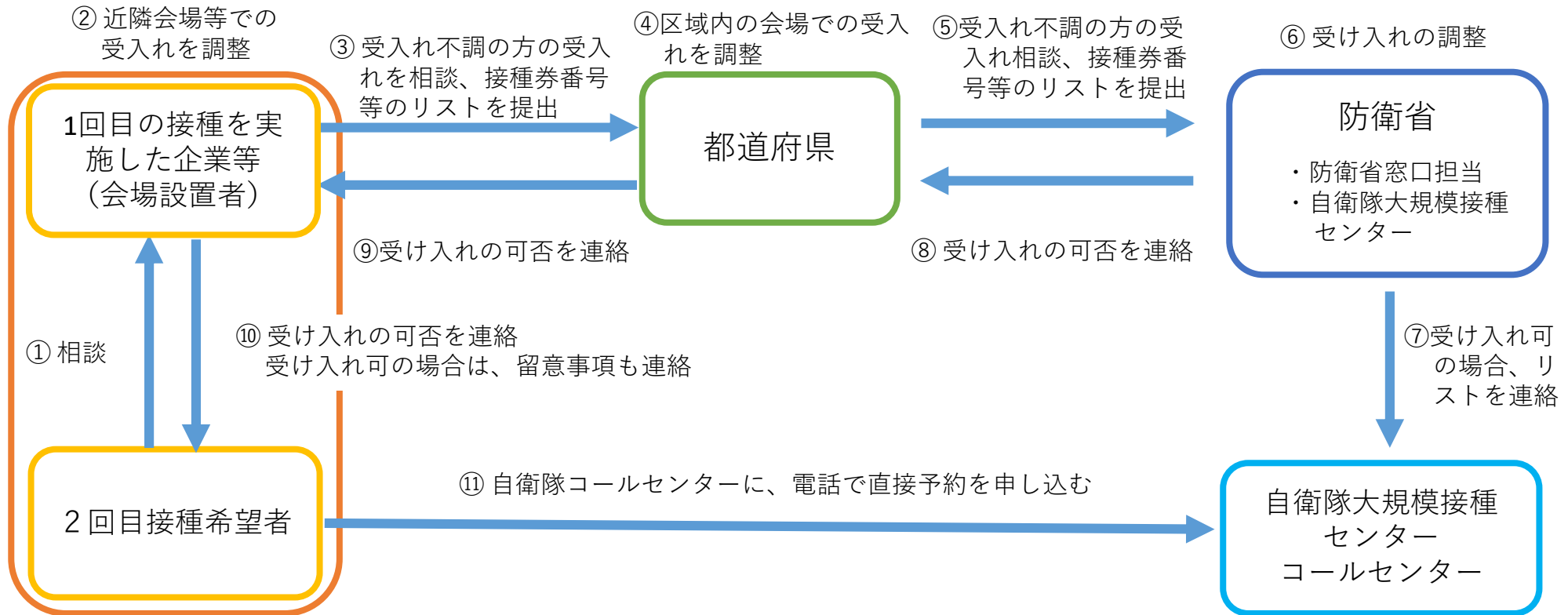
記入日	
申請受付番号	
職域接種会場の名称	
企業等の担当者（氏名）	
企業等の担当者（TEL）	
企業等の担当者（メール）	

2. 2回目接種希望者に関する情報

整理番号	接種券の 市区町村 コード (6桁)	接種券番 号(10 桁)	1回目の ワクチン の種 類 (メーカ ー)	1回目の 接種年月 日	接種を希 望するセ ンター (東京又 は大阪)	特記事項 (ある場 合)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

注：接種希望者の氏名は記載しないこと。

相談の受付に係る事務の流れ



(前提)

- 1回目の接種を実施した企業等及び都道府県においては、まずは、関係する事務連絡等に記載の取組を行うこと
- それでもなお、近隣に、2回目接種の受け入れが可能な職域接種会場が存在しない場合等、依然として、2回目の接種機会の提供が困難な場合に、防衛省に相談すること

(その他留意すべき事項)

- ① 職域接種の前提からすれば、まずは、企業等が、同一の会場での2回目の接種機会を確実に提供する必要があること
- ② その上で、やむを得ない場合においては、各都道府県において、管内の職域接種会場の情報を、求めのあった企業等に情報提供していただきたいこと
- ③ 各都道府県内の大規模接種会場で2回目接種を実施することも差し支えないこと